

財務省告示第二百四十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年四月二十六日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年五月十二日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格	発行日
利付国庫債券（五年）（第三十六回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け	額面金額で三千三百四十九億円	三十三億四千三百四十九万円	九万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年四月二十六日	額面金額百円につき百円一銭

十二

の経過
払込み

年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式によ
算出した金額を第十八号に規
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{37}{365}$$

十三

初期
利率

平成十六年九月二十日を
とし、次の算式により支払
金額を支払う。ただし、支
金の銀行休業日に当たるとき
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払うこと
とする。及び第十五号において
定める期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
以後の
利率

毎年三月二十日及び九月二十
日を、その日以前六月間に属
する

十五

償還
金額

平成二十一年三月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支額

日本銀行

十七

払込
期日

平成十六年四月二十六日

十八

払込
期日

平成十六年四月二十六日